

四日市港管理組合勤怠管理システム導入及び保守管理
業務仕様書

令和8年1月

四日市港管理組合

1. 業務名

四日市港管理組合勤怠管理システム導入及び保守管理業務

2. 目的

四日市港管理組合（以下、本組合という。）では職員の休暇、時間外勤務命令等は紙媒体に記入し、押印による承認、命令により運用している。また、紙媒体の休暇簿、時間外勤務命令簿を確認のうえ手作業により集計し、給与システムに反映させている。

勤怠管理システムを導入することにより、職員の時間外勤務時間をいち早く確認できるようにして職員の健康管理を推進するとともに、時間外勤務等の申請・決裁処理及び時間外勤務時間数、休暇取得日数の集計を電子化することで、効率化を図ることを目的とする。

3. システム化の基本方針

（1）業務の効率化

稼働後の本組合業務を効率的に遂行できることに重点を置き、職員の通常業務に負荷のかからない方式を最大限検討することとする。

（2）クラウド型のパッケージシステム

クラウドサービスで提供されている最新のパッケージシステムを採用することを前提としたうえで、コスト、人的負担、期間等を考慮し、できる限りパッケージシステムの根幹に対する改修を避けることにより、導入費用、保守管理費用及び制度改革等対応のための改修費用を抑えることとする。

（3）導入実績

システムの安定稼働のため、提案するシステムは自治体への導入実績があるシステムであることとする。

4. 業務委託内容

（1）システムの設計から導入まで

- ①本組合の業務を考慮したシステムを構築すること。
- ②システムの設計・開発・テストを実施すること。
- ③仕様書の内容に基づき、本組合に最適なシステムの設計・開発・検証を行うこと。

（2）教育

スムーズなシステム稼動を推進するため、操作マニュアルを作成するとともに職員を対象とした研修を実施すること。

（3）保守、運用支援

円滑な業務遂行のため、システムの保守管理・運用支援を行うこと。

5. 適用業務のシステム範囲

適用業務のシステム範囲は、以下のとおりとする。

- ① 電子決裁
- ② 勤務予定の管理
- ③ 休暇等の申請、承認、管理
- ④ 時間外勤務の申請、承認、管理
- ⑤ 振替勤務の申請、承認、管理
- ⑥ 特殊勤務手当及び管理職職員特別勤務手当の申請、承認、管理
- ⑦ 人事給与システムとの連携

6. 稼動スケジュール

構築から運用までのスケジュールは、以下のとおり予定している。

令和 8年3月初旬	業者決定
令和 8年3月中旬	契約締結（予定）及び新システム構築開始
令和 9年1月	勤怠管理システム運用開始
令和14年3月31日	勤怠管理システム運用期間の満了日

※受託後に本組合と協議のうえ、具体的なスケジュールを決定すること。

7. 支払条件

システム導入構築完了までに係る経費については、原則として導入構築業務完了後に支払うものとする。ただし、支払いに支障がある場合は、受託者よりその旨を申し出て、詳細については別途受託者と協議のうえで決定する。

運用保守業務については、運用開始から完了までの期間中、一定期間ごとに支払うこととする。ただし、支払いに支障がある場合は、受託者よりその旨を申し出て、詳細については別途受託者と協議のうえで決定する。

8. 基本要件

- (1) 処理方式は Web 方式とし、クライアントには専用のプログラムを組み込まなくても、Microsoft Edge 及び Adobe Acrobat Reader、Microsoft Excel が組み込まれていれば、システムの端末として利用できるものとすること。やむを得ず、専用のプログラムを導入する必要が生じた場合、マニュアル及び設定ツールの提供、または設定作業を行う技術者を派遣すること。
- (2) データ保持も含め、運用期間満了まで利用できるシステムを提案すること。
- (3) システム導入等については、本組合の情報担当職員及び業務担当職員と豊富な開発経験を持つ業務に精通した SE との間で十分な協議を行い、パッケージシステムの導入を前提としつつも、当方の要望を十分に考慮し、必要な修正・追加については反映できるよう努めること。
- (4) クライアント PC は、本組合既存の業務用全 PC において運用可能であること。また、

クライアント PC の増設、移設、更新、入替え等が発生した場合でも、設定作業等を業者に委託する必要がなく、追加費用を必要としないものであること。

- (5) 新システムの稼動時期については既述のとおりとし、稼動までに職員によるシステム検証、操作研修等全て終了し、万全の体制をとれるようスケジュール計画を立てること。
- (6) システム情報の機密保持・安全性確保のために、ユーザごとのパスワード管理等のセキュリティ機能を有すること。
- (7) 既存の端末とネットワークを利用し、クラウド利用におけるクラウドサーバから四日市港管理組合までの VPN 等の専用線設置および、四日市港管理組合内における端末からクラウドサーバへの接続のための作業を行うこと。
- (8) 業務システムの構築及び本稼働期間において、以下のセキュリティ対策を施すこと。

1) 機密情報の暗号化

機密情報を業務システム外に持ち出す場合や、VPN 等の閉域網を介して転送する場合には機密情報を暗号化すること。

2) 機密情報へのアクセス制御と情報漏えい防止

正当にアクセス権限を有する者のみが機密情報へアクセスできるように、アクセス制御を実施し、不正接続を排除すること。機密情報の漏えいやデータの改ざんを防止する対策を行うこと。

3) 監査とログ記録

ア) 本業務で利用するシステムの操作履歴等の各種ログを確実に記録すること。

イ) 万一事故が発生した場合に、原因追及のための基礎情報として利用できること。

ウ) 権限のある者のみがログ情報へアクセスできること。

エ) ログの保管期間は、システム稼働期間中のものをすべて保管すること。

9. 機能要件

本システムに求める機能要件の内容は別添「四日市港管理組合勤怠管理システム機能調査票」のとおり。

本組合では三重県の給与システムを利用しているため、本システムから時間外勤務時間数等を CSV ファイルで出力し、三重県の給与システムに取込むことができる必要がある。極力加工せず、そのまま三重県の給与システムに取込みできるようにすること。なお、三重県の給与システムの運用保守管理は富士通 Japan 株式会社東海公共ビジネス部が受託している。

10. 非機能要件

(1) システム環境要件

1) システムの構成

①クラウドサービスで提供されている製品を利用し、本組合独自のカスタマイズは最小限にとどめることとする。受託者は本業務の提案時点において、具体的なシステ

ム全体構成を提示すること。

- ②本仕様書に定めることのほか、「四日市港管理組合情報セキュリティポリシー」に配慮すること。情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC270001）及びクラウドサービスセキュリティ認証（ISO/IEC27017）の認証を受けていること。また、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）基準を満たすクラウドサービスを採用すること。
- ③サービス利用者全体にかかる改修は、無償で提供されるものとする。（改元や、各種法令改正への対応を想定しており、本組合特有の改修については、この限りでない。）
- ④ミドルウェアは信頼性・保守性を考慮したOS、データベースソフトを採用した提案とすること。
- ⑤画面解像度に依存しないこと。
- ⑥開発や保守等に必要な開発環境等は受託者が用意すること。

2) サーバ要件

- ①サーバはWeb方式に対応したものとすること。
- ②サーバの種類、数量、OS、CPU、メモリ、容量（ストレージ）などのスペックについては、本仕様を満たし、かつ十分にレスポンスを考慮した提案構成とし、調達を行うこと。システム稼働後に著しくレスポンス低下が発生した場合には、受託者の責任としての対応をすること。なお、「10.(1)6) クライアント要件」に規定するクライアント台数及び同時接続台数を想定しており、同時利用があつてもパフォーマンスの低下を起こさないものとすること。また、容量（ストレージ）については、システムを運用期間満了まで利用することを想定した上で、必要十分な容量を提案すること。
- ③冗長構成でバックアップ機能を有すること。
- ④データベースソフトはOracle、SQL Server等の世界的な標準のソフトウェアを利用すること。
- ⑤無停電電源装置を設置し、電源の投入/切断を自動化、並びに停電時には安全に自動シャットダウンできること。

3) データセンター要件

- ①施設・マシンルーム
 - ア) 建物は耐震あるいは免震等の構造を備えていること。
 - イ) 建築基準法あるいは消防法に適合した火災報知器（防災）システム又は室内環境の変化を感じし、火災予兆を検知できるシステムが導入されていること。
 - ウ) 消火設備はガス系消火設備であること。
 - エ) 建物への出入り口を2箇所以上設けていること。

- オ) ラック機器等の搬出入エレベーターが設置されていること。
- カ) マシンルームは防火扉で区画されていること。
- キ) マシンルームは外部から内部を見通せない構造とすること。
- ク) 独立した区画を提供すること。又は、他の利用者と混在しないようラック単位で施錠できること。

②立地条件

- ア) 地震による被害の恐れが少ない地域であること（既知の活断層が直近に存在しないこと、過去に液状化被害を受けた地域でないこと）。
- イ) 国土交通省や自治体が公開しているハザードマップ等で危険地域と指定されていないこと。
- ウ) 津波、高潮等による出水の危険性を指摘されていないこと。
- エ) 半径200m以内に消防法における指定以上の危険物製造施設や高圧ガス製造施設がないこと。
- オ) 障害発生の際に機器等の保守業者のサポートの拠点から120分以内でアクセス可能であること。
- カ) 複数の公共交通機関が利用できるなど、運用要員の移動ルートを考慮すること。

③電源・空調条件

- ア) 受電設備は法定点検時も完全無停止であること。
- イ) 無停電電源装置（UPS）を備えていること。
- ウ) 2系統以上の給電経路・方式で電源の引き込みを図り、施設内は二重化等の冗長性を有していること。
- エ) 空調設備は二重化等の冗長性を有していること。

④セキュリティ条件

- ア) 建物への入館とマシンルームへの入室に係るセキュリティ認証機能を有し、それぞれ独立した制御が可能であること。
- イ) 建物入口において有人警備を含むセキュリティ対策が施されていること。
- ウ) 監視カメラ、入退室管理システム等の機械警備システムが導入されていること。
- エ) 常駐警備員又は機械警備システムによる入退室管理が24時間365日実施されていること。
- オ) 建物への入退室管理としてICカードや生体認証装置等による本人確認を行えること。
- カ) 共有部及びマシンルーム等に監視カメラが設置されていること。
- キ) ティア3相当のファシリティ基準を有した高いセキュリティ環境を完備していること。ティア4以上のファシリティ基準を有した高いセキュリティ環境を完備していることが望ましい。

4) ネットワーク

ネットワークについては、本組合既存のネットワーク環境を利用すること。

なお、ネットワークの接続に関しては、本組合及び関連業者と調整の上、スムーズな接続を実施すること。

5) データバックアップ要件

- ①前日の運用終了時点と整合のとれたデータ状態に復元できる方式により、バックアップを行うこと。ただし、閉庁日が連続する場合は、その直前の開庁日の運用終了時点と整合のとれたデータ状態に復元できるようにすること。
- ②データバックアップは、業務時間に影響を及ぼさない時間帯、環境にて実行される構成・設定とし、バックアップ処理を自動化すること。

6) クライアント要件

- ①既存のクライアント端末及びプリンタ環境を活用することにより、初期導入コスト削減と現行機器等の有効活用を図ること。
- ②クライアント端末の利用環境について、OSはWindows 11以降、Microsoft Edgeで動作が可能であること。Adobe Acrobat Reader DC以降に対応していること。
- ③新システムに接続するクライアント数は、約100台（同時接続40台を想定）で稼働できること。また、稼働後において一定数の増設もあり得るものとする。

(2) ユーザビリティ及びアクセシビリティ

1) ユーザビリティ要件

- ①操作方法の分かりやすさ
 - ア) 業務上不要な情報、デザインを排した画面構成とすること。
 - イ) 複数のウィンドウが起動しないようにすること。モーダルは可とする。
 - ウ) 業務の頻度や処理手順を考慮した画面構成、画面遷移とし、最小限の操作で作業できること。
 - エ) 画面上の表示・入力項目を、操作手順を考慮した順番に配置すること。
 - オ) 日付はカレンダーにより入力できるなど、入力項目に応じた入力補助機能を有すること。
 - カ) 画面の初期表示時に、入力項目や選択項目などに適切な既定値を設定すること。
既定値の設定有無、設定値は、本組合と協議の上決定すること。

②指示や状態の分かりやすさ

- ア) 画面上の見出し、説明、メニュー等には、システム全体で一貫性のある、わかりやすい用語を使用すること。内容は、本組合と協議の上で決定すること。
- イ) 画面上で入力やチェックができる項目とできない項目の区別を明確にすること。

ウ) 結果表示までに時間がかかる処理の実行時には、処理中であることをユーザが把握できるようにすること。

③エラーの防止と処理

ア) 入力ミスを防ぐため、入力制御機能（入力が必要な項目に未入力がある場合や、あらかじめ設定したよくある入力誤りがある場合、次処理に進めない等）を有すること。

イ) 入力制御の内容については、原則として自由に設定でき、複数の入力項目を関連させた制御も行えること。

ウ) 入力制御の内容については、本組合と協議の上で決定することとし、運用開始後の修正も可能であること。

エ) エラーが発生した場合に、該当箇所を強調表示すること。

オ) エラーが発生した理由を容易に理解できるよう、必要な情報を表示すること。

カ) 承認の過程で誤りが判明した場合など、原則としてすべての操作のやり直し、取り消しができること。

2) アクセシビリティ要件

①指示や状態の分かりやすさ

ア) 十分な視認性のあるフォント、文字サイズにすること。

イ) 文字サイズは Web ブラウザの設定等により拡大・縮小できること。

ウ) 色の違いを識別しにくいユーザを考慮し、ユーザへの情報伝達手段は、原則としてメッセージを表示し、色のみで判断するようなものは用いないこと。

②言語対応

ア) 画面上に表示する用語は、日本語で記述すること。

イ) 多言語対応は不要とする。

(3) 性能要件

オンライン処理性能応答時間に係る要件を下表に示す。なお、ここで定める応答時間は、サーバ内の処理時間とし、クライアント端末の処理性能やネットワークの伝送性能等は対象外とする。ただし、性能テストの際には、全体のレスポンスタイムを計測したテストを行うこと。

No.	対象	条件	性能目標値	目標値の達成率
1	画面からの操作	検索・参照系処理	3 秒以内	95%
2	画面からの操作	登録・更新系処理	3 秒以内	90%
3	外部データの読み込み	100 レコード以内	10 秒以内	90%
4	データ出力	100 レコード以内	10 秒以内	90%

(4) 信頼性に関する事項

停止時間を設けること無く、継続的に利用ができること。ただし、安定的なシステム利用をするためにバックアップやバッチ処理、保守メンテナンス等によるシステム停止時間が必要となる場合等、受託者は本組合との協議を行い、システム利用時間を取り決めること。

1) 可用性要件

本システムの可用性の目標値を下表に示す。

No.	項目	目標値	備考
1	稼働率	99%	計画停止を除く
2	システムの利用可能時間	土日祝日および年末年始を含む 毎日原則として 24 時間	
3	計画停止	計画停止アリ	
4	障害発生時の目標復旧時間	ネットワーク等の正常稼働確認後から 4 時間以内	

※受託範囲内に対する目標値であり、受託範囲外の影響によるものは対象外とする。

※災害発生時はこの限りではない。

2) 完全性要件

- ①機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ②異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ③処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。

(5) 規模に関する事項

1) 業務データ量

年間の時間外勤務件数（申請件数）は約 4,900 件、休暇申請件数は約 3,200 件を想定している。なお、本想定は、運用開始後の利用件数を保証するものではない。運用開始後のサービス利用料の算定にあたっては十分注意することとし、本業務の提案時点において、サービス利用料の見積もり前提を示すこと。

2) システムの利用者

常勤副管理者及び常勤の一般職員を対象とし、会計年度任用職員を含まない。

令和 8 年 1 月 16 日現在 93 名。

(6) 中立性に関する事項

- 1) クライアント端末およびテレワークシステムの OS や Web ブラウザのバージョンアップに備え、特定の OS や Web ブラウザのバージョンに依存する機能がないようにすること。
- 2) 特定の事業者の製品や技術に依存せず、後の変更時の影響範囲を最小限とする構成にすること。
- 3) 採用するクラウドサービスは、全てオープンなインターフェースを利用して接続又は

データの入出力が可能であること。

- 4) 採用するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体（IOS、IETF、IEEE、ITU、JISC等）が規定または推奨する各種業界標準に準拠すること。
- 5) 本システムを更改する際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として情報システム内のデータは、XML、CSV等の標準的な形式又は汎用性の高い技術で取り出すことができるものとすること。

(7) セキュリティ要件

利用システムに情報セキュリティ上の欠陥が顕在化した際は、迅速に対応すること。

- 1) 本要件の適用範囲は、本システムとして提供されるシステム環境までとし、本組合のクライアント端末やネットワーク等は本業務の範囲外とする。
- 2) 本システムでは、以下に示す基準類に準拠したセキュリティ対策を行うこと。なお、本業務期間中にこれらの基準類が改定された場合には、その内容を適切に反映するよう情報セキュリティ対策の見直しを行うこと。
 - ① 四日市港管理組合情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策基準
 - ② 個人情報取扱特記事項
 - ③ 個人情報の保護に関する法律
 - ④ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省発：最新版）
- 3) 正当な権限を保有する者のみ各処理を実施できるようにするために、情報システムに対するアクセス主体を認証する手順や仕組みを備えること。
- 4) 利用者情報に基づき、システムへのアクセス権限、各業務機能の機能制限、各操作の制限を利用者情報ごとに設定できるようにすること。利用者の情報システムに対するアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（ID、パスワード、権限等）を管理する手順や機能を備えること。
- 5) 情報システムに対する不正の検知、発生原因の特定ができるようにするために、証跡を蓄積・管理・閲覧する手順を備えること。取得する証跡情報項目および保存期間については、本組合と協議の上、決定すること。
- 6) 本システムにおいて管理するデータベースの暗号化は任意とする。ただし、システム利用者のログインパスワードについては暗号化（ハッシュ化）を必須とする。本システムにおいて管理する各種データを移送（送信又は運搬）する場合には、必要に応じてパスワードによる保護だけでなく、データ暗号化等の措置を講ずること。
- 7) マルウェアによる脅威に備えるため、本システムを構成する機器がマルウェアに感染することを防止する手順や機能を備えること。

1.1. システム導入体制

- (1) プロジェクトマネージャを業務責任者とする体制とすること。また、プロジェクトマ

ネージャ及び担当技術者を明確に記載した体制図を提案時に提出すること。

- (2) 導入作業等で本組合での作業を実施する場合は、作業スケジュール等を本組合と協議すること。
- (3) 打合せ、会議等は、原則、本組合施設内で実施するものとし、会議室の会場は本組合が準備する。打合せの日程は、本組合と協議の上、調整すること。
- (4) 打合せに使用する資料等は、基本的に受託者が作成すること。また、打合せ後に議事録を受託者が作成すること。
- (5) プロジェクトマネージャが、責任を持って進捗管理、品質管理等を行うこと。また、問題解決、情報共有及び状況把握を目的とした会議を必要に応じ適時実施すること。

1 2. 操作研修等

- (1) 全庁職員向けに新システムの機能及び操作方法の説明を行うこと。なお、操作説明の対象人数は、40名を想定している。
- (2) 稼動後の支援体制
稼動後の安定的な運用を確保するために、操作マニュアルを作成するとともに電話等による問合せに対応できる要員を配置すること。

1 3. 保守・運用支援

- (1) 基本要件
 - ①業務委託期間中、新システムによる業務が滞りなく実施できるよう、最適な保守を実施すること。
 - ②保守窓口は、一つの連絡先に統合すること。
 - ③受付時間は、勤務時間(平日 8:30～17:15)を原則とするが、問合せの内容によっては、時間外でも対応すること。
 - ④導入した機器及びソフトウェアに関する機能・操作方法等の問合せ(電話・メール等)に対応すること。
 - ⑤導入した機器及びソフトウェアに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速やかに本組合に連絡し、対応を別途調整すること。
 - ⑥本組合が今後計画する事業において、本事業に関係すると思われる内容についての問合せ(電話・メール等)に対して、技術的支援を行うこと。
 - ⑦緊急を要する際にも迅速な保守対応が可能なリモートメンテナンス対応を行えること。
ただし、使用する回線は、VPN等セキュリティに考慮したものを使用する。なお、遠隔保守のために必要な回線工事費用、機器費用、通信費用、その他必要な費用を経費見積書に含めること。
- (2) 障害発生時の保守
 - ①システム障害の復旧作業は、ネットワーク等の正常稼働確認後から4時間以内に完了するよう努めること。

②障害復旧が完了した場合、本組合に完了報告を行うこと。

1 4. 成果物

下記の成果物を納品すること。なお、納品物のドキュメントについては、各工程の終了時に納品を行うこと。

(1) システム一式

- ①パッケージシステム
- ②必要とされるミドルウェア

(2) プロジェクト管理に関する納品物

- ①プロジェクト体制図
- ②スケジュール
- ③全体進捗状況報告書
- ④基本設計書（要件一覧、業務概要、業務フロー、帳票・伝票レイアウト、区分・コード設計書）
- ⑤打合せ議事録

(3) 操作研修に関する納品物

操作研修用テキスト

(4) その他

検討課題表

1 5. 著作権の扱い

(1) 本業務の納入成果物は基本的に本組合が著作権を有するものとする。

(2) 納入成果物のうち、従前より受託者又はその仕入先が著作権を有するものについては著作権は留保されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は本組合に譲渡されるものとする。

1 6. 個人情報等の保護

委託業務の実施における個人情報の取り扱いについては、本組合のセキュリティポリシーを遵守すること。また、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

1 7. 守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

1 8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとと

もに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。

- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

19. 業務引継ぎ等に関する事項

- (1) 本契約の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除その他契約の終了事由のいかんにかかわらず、本業務が終了する場合は、受託者は業務引継ぎに必要なデータ移行等について、誠意を持って対応すること。
- (2) 業務引継ぎに伴いデータ移行が発生する場合、受託者は次期システムへのデータ移行を円滑に行えるよう、「中間標準レイアウト仕様」で出力した既存データを外部記録媒体等で本組合に提供すること。

20. その他

本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。